

新型コロナウイルス（ジャマイカにおける制限措置の延長）

4日、ジャマイカ政府は新型コロナウイルス感染対策の制限措置について、延長を発表しました。

概要は以下のとおりです。

1 夜間外出禁止令の延長

ジャマイカ全体の夜間外出禁止令（午後6時から午前6時まで）は5月13日まで延長

2 災害リスク管理法に基づく、その他の措置は5月31日まで延長

ア 70歳以上の外出禁止

イ 公共の場での集会の10人制限

ウ 社会的距離の確保（6フィート）

エ 公共の場でのマスク着用の義務

オ 外出禁止時間帯を免除された労働者の交通手段を提供する事業主の義務

カ 市場、商店、交通機関センターの営業時間（月曜日から土曜日の午前6時から午後4時まで）

キ 企業の就業時間（午前8時から午後4時まで）

ク ガソリンスタンドの営業時間（午前6時から午後6時まで）

ケ 公共交通機関の営業時間（午前5時から午後7時まで）

コ 理髪店や美容院の営業規制

サ バー、ナイトクラブ、娯楽施設、ビーチ、河川の閉鎖

シ 在宅勤務対策

3 学校のオンライン学習は7月3日まで延長、学校施設の再開は9月7日

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

ジャマイカ保健省

<https://www.moh.gov.jm/>

当館ホームページ

https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

WHO

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/>

PAHO

<https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19>

5月5日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, 2 Oxford Rd, Kingston 5

tel:1(876)929-3338/9 fax:1(876)968-1373 <http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/>

(緊急時：*FM radio: 87.9Mhz)